#### 第12号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号)の 一部を次のように改正する。

第1条第2項中「区立幼稚園」の次に「(区立幼保園を含む。)」を 加える。

第2条第1項中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

別表第1イの表を次のように改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
  - (職務の級の切替え)
- 2 この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1イに掲げる行政職給料表(二)の適用については、平成17年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の足立区職員の給与に関する条例別表第1イに掲げる行政職給料表(二)の各級に属する職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、その者の切替日の前日における職務の級(以下「旧級」という。)に対応する付則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

(号給等の切替え等)

- 3 前項の規定により新級が決定される職員(付則第5項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、 切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」とい う。)に対応する付則別表第2の新号給欄に定める号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第6条第3項及び第5項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を新号給を受ける期間に通算する。
- 5 付則第2項の規定により新級が決定される職員のうち、切替日の前日において3級の最高の号給を受けていた者及び職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた者の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

#### (委任)

6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

### 付則別表第1(付則第2項関係)

行政職給料表(二)の適用を受ける職員の職務の級の切替表

10-201-00-00 - 2-40 - 2	
旧級	新級
4 級	3 級
3 級	2 級
2 級	1 級
1 級	

### 付則別表第2(付則第3項関係)

## 行政職給料表(二)の3級となる職員の号給の切替表

1327 1477 17 12 (-) 32 3 147 2 3 3 147 3 14 15		
旧号給	新号給	
3	4	
4	5	
5	6	
6	7	
7	8	
8	9	
9	1 0	
1 0	1 1	
1 1	1 2	
1 2	1 3	
1 3	1 4	
1 4	1 5	
1 5	1 6	
1 6	1 7	

1 7	1 9
1 8	2 0
1 9	2 1
2 0	2 3
2 1	2 4
2 2	2 5
2 3	2 7
2 4	2 8
2 5	3 0
2 6	3 1
2 7	3 2
2 8	3 3
2 9	3 5
3 0	3 6
3 1	3 7
3 2	3 8
3 3	3 9
3 4	4 0
3 5	4 1
3 6	4 2

# 行政職給料表(二)の2級となる職員の号給の切替表

旧号給	新号給
1	1
2	3
3	,
4	4

5	5
6	6
7	7
8	8
9	1 0
1 0	1 1
1 1	1 2
1 2	1 3
1 3	1 4
1 4	1 5
1 5	1 6
1 6	1 7
1 7	1 8
1 8	1 9
1 9	2 1
2 0	2 2
2 1	2 4
2 2	2 5
2 3	2 6
2 4	2 7
2 5	2 9
2 6	3 0
2 7	3 1
2 8	3 2
2 9	3 3

行政職給料表(二)の1級となる職員の号給の切替表

旧号給		新号給
1 級	2 級	
1		1
2		
3		3
4		4
5		5
6		7
7		7
8	1	8
9	2	9
1 0	3	1 0
1 1	4	1 1
1 2	5	1 2
1 3	6	1 3
1 4	7	1 4
1 5	8	1 5
1 6	9	1 6
1 7	1 0	1 7
1 8	1 1	1 8
1 9	4.2	1.0
2 0	1 2	1 9
2 1		
2 2	4.2	2.0
2 3	1 3	2 0
2 4		
2 5	1 4	2 1

1 5	2 2
1 6	2 3
1 7	2 4
1 8	2 5
1 9	2 6
2 0	2 8
2 1	2 9
2 2	3 0
2 3	3 2
2 4	3 4
2 5	3 5
2 6	3 7
2 7	3 8
2 8	3 9
2 9	4 0
3 0	4 1
3 1	4.2
3 2	4 2

#### (提案理由)

地方自治法の改正に伴い、武力攻撃災害等派遣手当を新設し、行政職給料表(二)を改定するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。